

平成26年12月

乙訓環境衛生組合第4回議会

会 議 録

乙訓環境衛生組合議会

乙訓環境衛生組合議会平成26年第4回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	2
○開会	2
○日程 1	会議録署名議員の指名	3
○日程 2	会期の決定	3
○日程 3	管理者の諸報告	3
○日程 4	監査報告第4号 例月出納検査の結果報告について	5
	監査報告第5号 定期監査の結果報告について	
○日程 5	第10号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号））	5
○日程 6	第11号議案 監査委員の選任について	9
○日程 7	第12号議案 乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	10
○日程 8	第13号議案 平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）について	15
○閉会	23

乙訓環境衛生組合議会平成26年第4回定例会

議事日程第4号

平成26年12月22日(月)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	西川克巳議員	和田広茂議員
	太田秀明議員	
長岡京市	上村真造議員	綿谷正巳議員
	山本智議員	
大山崎町	山中一成議員	岸孝雄議員
	渋谷進議員	

○欠席議員

なし

○事務局職員出席者

書記 坂本伸治 総務課行財政係長

○地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者(12名)

山本圭一	管理者(大山崎町長)
小田豊	副管理者(長岡京市長)
久嶋務	副管理者(向日市長)
鈴木晃	監査委員
河野一武	事務局長
木村徹	参事
松井孝次	参事
稲生義之	会計管理者
山本昌一	総務課長
服部潤	施設業務課長
松井貢	埋立地管理課長
服部清隆	施設業務課主幹

○議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名	
日程 2	会期の決定	
日程 3	管理者の諸報告	
日程 4	監査報告第4号	例月出納検査の結果報告について
	監査報告第5号	定期監査の結果報告について
日程 5	第10号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号））
日程 6	第11号議案	監査委員の選任について
日程 7	第12号議案	乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
日程 8	第13号議案	平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）について

○会議録署名議員

向日市 太田秀明 議員

大山崎町 山中一成 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前10時00分

○上村真造議長 おはようございます。

まず初めに、管理者からの報告事項があります。

山本管理者。

○山本圭一管理者 本日、日程4、監査報告第5号、定期監査報告について並びに日程7、第12号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてに係ります議案等の差しかえをお願いいたしたく、議案等をお手元に配付させていただいております。

修正内容は、別添正誤表のとおりでございます。なお、議案内容につきましては、変更はございません。

今後、このような間違いがないように、細心の注意を払い資料を作成いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○上村真造議長 それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員数は9名であります。地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓環境衛生組合議会平成26年第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、今回、大山崎町議会の議員改選によりまして、本組合議会の議員に交替がございましたので、この際ご紹介させていただきます。

10月30日付で本組合議会議員となられました山中一成議員です。同じく渋谷 進議員です。また、引き続き本組合議会議員となられました岸 孝雄議員です。

皆さん、よろしくお願いいたします。

また、去る12月5日付で本組合管理者に山本圭一氏が就任されました。ここにご報告させていただきます。

それでは、日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、太田秀明議員、山中一成議員の両議員を指名いたします。

○

○上村真造議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

○上村真造議長 日程3、管理者の諸報告であります。

山本管理者。

○山本圭一管理者 先ほど、議長からご紹介いただきました、今回、乙訓環境衛生組合管理者に就任いたしました山本でございます。これからどうぞよろしくお願いいたします。

本日、乙訓環境衛生組合議会平成26年第4回定例会を招集させていただきましたところ、各議員におかれましては、大変ご多忙の中を参集いただき、誠に厚くお礼を申し上げます。

また、去る10月30日に開催されました大山崎町の臨時議会におきまして、同日付で山中一成議員、岸 孝雄議員、渋谷 進議員の各議員が選出され、お迎えいたしました。議員各位におかれましては、今後とも格別のご指導とご鞭撻を賜りますように、よろしくお願いいたします。

恐縮でございますが、この場をお借りいたしまして、組合理事者等の紹介をさせていただきます。

私が管理者を務めさせていただきます大山崎町長の山本圭一でございます。

次に、副管理者であります長岡京市長の小田 豊副管理者でございます。

○小田 豊副管理者 小田でございます。よろしくお願いいたします。

○山本圭一管理者 同じく、向日市長の久嶋 務副管理者でございます。

○久嶋 務副管理者 久嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○山本圭一管理者 次に、代表監査委員であります鈴木 晃監査委員でございます。

○鈴木 晃監査委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○山本圭一管理者 その隣が、会計管理者兼会計課長の稲生義之でございます。

- 稲生義之会計管理者 稲生でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 山本圭一管理者 続きまして、後列におります、事務局長河野一武でございます。
- 河野一武事務局長 河野でございます。よろしくお願ひいたします。
- 山本圭一管理者 事務局参事の木村 徹でございます。
- 木村 徹参事 木村でございます。よろしくお願ひします。
- 山本圭一管理者 事務局次長の松井 孝でございます。
- 松井 孝事務局次長 松井でございます。よろしくお願ひします。
- 山本圭一管理者 総務課長の山本昌一でございます。
- 山本昌一総務課長 山本でございます。よろしくお願ひいたします。
- 山本圭一管理者 施設業務課長の服部 潤でございます。
- 服部 潤施設業務課長 服部でございます。よろしくお願ひします。
- 山本圭一管理者 埋立地管理課長の松井 貢でございます。
- 松井 貢埋立地管理課長 松井でございます。よろしくお願ひします。
- 山本圭一管理者 施設業務課主幹の服部清隆でございます。
- 服部清隆施設業務課主幹 服部でございます。よろしくお願ひいたします。
- 山本圭一管理者 本日、情報啓発推進課鈴木課長、情報啓発推進課横井川主幹は体調不良のため欠席させていただいておりますことをご報告させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

また、去る10月26日に挙行いたしました本組合創立50周年記念式典におきましては、ご多忙の中ご臨席いただき、盛大に式典を祝うことができましたことを、重ねて厚くお礼申し上げます。

それでは、管理者諸報告を行います。

第16回リサイクルフェアの開催結果についてであります。

リサイクル推進事業の一環として、平成11年度から開催し、本年で16回目となるリサイクルフェアは、去る10月26日の日曜日に開催いたしましたところ、好天に恵まれ、約1,100人もの来場者を迎え、盛況の中、終えることができました。

今後におきましても、さらなるごみの減量とリサイクルを推進し、広く循環型社会形成の啓発事業として積極的に進めるものとし、また、関係市町と協働・協力を図りながら、資源の有効利用の促進を目指し、取り組んでいく所存であります。

次に、平成26年9月12日に、組合議員全員協議会で報告いたしました、ガラス工房でのアスベスト含有の疑いのある布の使用問題についてでございますが、平成26年12月17日付で、京都下労働基準監督署長より労働安全衛生法違反に対し、是正勧告書により是正勧告がされ、これに基づく是正報告書の提出が求められることをご報告させていただきますとともに、遅滞ない是正報告書の提出に向け、京都下労働基準監督署と調整を図り、進めてまいり所存でございます。

次に、ごみ処理施設長寿命化第Ⅱ期工事の進捗についてであります。

現在、詳細設計協議の詰めを行っており、順次、設備の機械製作に入ることといたしております。また、現場工事は現在仮設工事を着手しているところであります。

今後におきましても、計画的に進めてまいりたいと思っております。

以上、管理者の諸報告とさせていただきます。

○上村真造議長 以上で管理者諸報告を終わります。

○上村真造議長 日程4、監査報告第4号、例月出納検査の結果報告について、監査報告第5号、定期監査の結果報告についてであります。

監査委員の報告を求めます。

鈴木監査委員。

○鈴木 晃監査委員 それでは、最初に例月出納検査の結果報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施いたしました。検査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

次に、定期監査の結果報告をいたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施いたしました。監査の対象、時期及び結果等につきましては、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。なお、報告書に記載のとおり、監査を実施した各所管に係る財務等に関する事務事業の執行については、適正に処理されていたことを申し添えます。

以上、例月出納検査及び定期監査の結果報告といたします。

○上村真造議長 以上で例月出納検査及び定期監査の結果報告を終わります。

○上村真造議長 日程5、第10号議案、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程5、第10号議案、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算（第3号））のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、本年4月の組織改正による人事異動に伴い、総務費職員人件費内の期末勤勉手当の不足額を衛生費職員人件費の期末勤勉手当から流用する必要があるため、款の金額を相互に増減する補正を行う必要がありますが、議会を招集する時間的猶予のない内容と判断したため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月28日に専決処分をいたし、同条第3項の規定に基づいてこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

第3号補正の内容は、事項別明細書3ページに記載しておりますとおり、2款総務費、

1目一般管理費に228万9,000円を増額し、また、3款衛生費、1目清掃総務費で228万9,000円を減額するものであり、既定の歳入歳出総額に異同はございません。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○上村真造議長 ただいま、提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

和田議員。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 ただいま、管理者から説明もございましたけれども、もう少し詳しく、人数等もあるかと思えますし、その変更になった実態がどのような傾向であったのか、人事異動等がもし仮にあったとするならば、いつの時点でそういうことが発生したのか、そういうことも含めまして、もう少し詳しい説明をいただきたいです。

○上村真造議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 ただいまの内容ですけれども、人事異動については、4月1日の異動の関係で予算の不足が生じたので、専決処分をさせていただきました。人数については、まず衛生費の方で21名が18名に減になりました。総務費の方で20名から22名の増となった関係で、費用の誤差が出たため、専決処分でさせていただきました。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 組合の職員は何名でありますか。

○上村真造議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 40名です。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 そうしますと、ただいまの説明によりますと、総務費の方では20名が22名、それから衛生費の方は21名が18名というふうにお伺いいたしました。そうしますと、当初は41名であったのが、現在は40名だというようなことではないかと思うんですけれども、退職者等が発生したというふうに見ていいんでしょうか。

○上村真造議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 1名の退職者がおられます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 いつに退職者が発生しておりますか。

○上村真造議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 退職した日は8月30日でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 退職理由はどういうことになっておりますか。

○上村真造議長 山本総務課長。

- 山本昌一総務課長 一身上の都合によりということで退職されました。
- 上村真造議長 和田議員。
- 和田広茂議員 一身上の都合、非常にわかりにくいんですけども、例えば体の体調が悪くなったとか、あるいは家庭の事情であるとか、いろいろあるんじゃないかと思うんですけども、もう少し、報告できる範囲で結構ですから、一身上のその都合の内容を説明いただきたいと思います。
- 上村真造議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 本年8月末日に1名退職者がおられます。その理由につきましては、一身上の都合ということで自己都合退職という形で受理させていただいておるところでございます。
- 上村真造議長 和田議員。
- 和田広茂議員 退職願が本人から出たということですね。その中身は、その一身上の都合としか書いてなかったというふうに理解したらよろしいでしょうか。
- 上村真造議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 ただいまのご指摘のとおりでございます。
- 上村真造議長 和田議員。
- 和田広茂議員 一身上の都合でというので、少しわかりにくい状況でありますけれども、せっかくこのような職場に入って、一身上の都合ということで退職せざるを得ないというようなことは、本来、今の社会の厳しい雇用状況から考えるならば、余りそう簡単に起こらないことではないかと思うわけです。
- そういうようなことで、一身上の都合という一言で申すならば、推測のしようもなかなかないんですけども、組合の労働環境とか、この間、組合としても殴打事件等がございましたので、そういうような労働環境が影響してなかったらいいんですけども、そういうことはないのかどうか、非常に心配するところです。
- だから、そういうようなことでないことを望みますし、組合としても十分、これまでの経過がありますので、労働環境がよい、職場環境がよい職場環境になるように、あくまでも努力するというところで述べてきたところであります。
- 職場環境をよくするというような形での、少し外れるかもわかりませんが、そういう点で心配でありますので、この間の取り組み、少しかい摘まんで結構ですから、ご報告いただけたらと思います。
- 上村真造議長 河野事務局長。
- 河野一武事務局長 ただいまご質問いただいた内容でございますけれども、昨年来からいろいろと、殴打事件から始まりまして、いろんなご指摘、議会の場でいただいております。
- 本組合といたしましても、本年4月付で、囑託の事務局長という形で3月まではおったんですけども、今回、常駐の事務局長という形で、私、仰せつかりました。

その中で、組織のまず立て直しというところで、今十分図らせていただいている、あくまでも過程の段階でございますので、やはり、今ご指摘の内容も十分踏まえながら、やっぱり乙訓環境衛生組合、乙訓15万市民の廃棄物処理をするという責任という重大なものがございますので、そういったものを十分心にとめながら、組織の徹底した運営に努めてまいりたいと考えております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 その努力をぜひ強めていただきたい、そのように思っております。

それから、殴打事件で職員が職場変えが起こったり、それも一つの努力になっているのではないかと思います。その後の職場環境をよくするという意味で、その職員は、現在の状況でありますけれども、正常な勤務が図られているのかどうか、そのことについても少しお伺いしておきたいと思っております。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご指摘でございますけれども、一定期間休職という形で休んでいた職員でございますけれども、本年、復帰いたしまして、初めは半日勤務等々で慣らし的に勤務をしておったのですが、本年8月以降につきましては、フルタイム勤務で切りかわりをさせていただいて、今、組織の一員、また課、係の一員として十分自分の能力を発揮していただいているという状況でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 先ほど、管理職が今日のこの議会に2名欠席しているということもございました。管理職も大変な職場で苦勞されているんじゃないかと思うんですけれども、その欠勤されているということと、職場環境の改善ということと、そのあたりの関連はないのでしょうか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、ご指摘の管理職2名、本日欠席させていただいております。この職員につきましては、私と、また総務課長の方で面談させていただいて、状況等の確認を適時させていただいておるところでございます。

ただ、今ご指摘のございました、その組織の問題等々に関連するような形で休んでいるということは、本人の方からも聞いておりませんので、その辺は、あくまでも身体的、身体と言うか、精神的な内容で休まれているということでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 精神的なことで休まざるを得ないということは、やはり心配している職場環境、精神的なことと言うならば、家庭的なことあるかもわかりませんし、いろいろのことあるかもわかりませんが、少なくとも職場を休むというようなことは、やっぱり職場環境の改善がまだ、その努力が途中ではないかと、あるいは逆に、職場環境が悪くなっているんじゃないかという心配もするわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょう。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今、休んでいる職員につきましては、心身の故障で、今休ませていただいておりますけれども、今、ありますとおり、休まれているという原因につきましては、やはりその家庭的な問題であったり、その職場的な問題、多々あるかと思えます。

ただ、私どもとしては、そのご本人に面談をさせていただいたところ、今のところは、そういう職場でのそういう問題は、今のところはないというふうに、今確認をさせていただいております。

また、今後につきましては、主治医の先生等とも一度面談させていただいて、本人さんの意見、また主治医の先生などの意見を十分お聞かせいただきながら、復帰に向けてのそのプログラム整理をさせていただきたいというふうに考えております。

○上村真造議長 和田議員、10号議案に関してで、よろしくお願ひします。

○和田広茂議員 その医師等々と面談された結果については、次回でも報告していただきますようお願いしておきたいと思ひます。

○上村真造議長 ほか、ございせんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

和田議員。

○和田広茂議員 ただいま、議論、少し説明させていただきました。職場環境をよりよくする、そしてまた専門の医師等の意見も十分聞くようにしていただくこと、職場環境、本当によりよくするということが、組合に課された今の一つの大きなテーマでもあるかと思ひます。それをひとつしっかりと進めていただくというようなことを、ひとつ前提にして、この案件については賛成ということにしておきたいと思ひます。

○上村真造議長 それでは、討論も尽きたようですので、討論を終わり採決いたします。

第10号議案について、原案どおり承認することに賛成の議員は挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第10号議案、専決処分の承認を求めることについては、原案どおり承認されました。

○

○上村真造議長 日程6、第11号議案、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、岸 孝雄議員の退席を求めます。

(岸議員 退席)

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程6、第11号議案、監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案につきましては、現在、本組合の監査委員は、識見を有する者として鈴木 晃氏、辻 正春氏が選任され、また議員の中から選任されている監査委員に大山崎町の森田俊尚議員が選任されておりましたが、去る10月の大山崎町議会議員改選により、本組合議会議員が交替となったことから、監査委員が現在欠員となっているところでございます。

このことから、新たに議員の中から選任する監査委員として、岸 孝雄氏を適任と認め選任いたしたく、地方自治法第196条第1項及び乙訓環境衛生組合規約第11条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

岸 孝雄氏の略歴につきましては、議案参考に記載のとおりであります。地方自治に精通され、地方財政にも深い識見を有しておられる方でございます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○上村真造議長 本件の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略して、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、さよう決します。

第11号議案について、原案どおり同意することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第11号議案、監査委員の選任については、原案どおり同意されました。

(岸議員 着席)

○

○上村真造議長 日程7、第12号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程7、第12号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案説明のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、国家公務員の給与改正につきましては、去る8月7日に人事院から国会及び内閣に対し勧告がなされたところであり、その内容は、民間事業所における賃金引き上げの動きを反映した結果、民間給与が国家公務員給与を上回ることとなり、平成19年以来7年ぶりに月例給を引き上げるものであります。

これを受け、政府は人事院勧告どおり実施することで、10月7日に閣議決定がなされ、給与関連法が11月12日に成立し、11月19日に公布されたところでもあります。

ところで、本組合の給与改定につきましては、地方公務員法第24条第3項に規定される均衡の原則にのっとり、国や京都府、関係市町等の動向を踏まえ、総合的な判断のもと、改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

まず、第1条の改正は、通勤手当について、自動車等を使用し、その使用距離が4キロメートル以上となる場合において、その超える2キロメートル未満ごとの加算額を300円引き上げ、現行の900円から1,200円とし、あわせて上限額を2万4,500円から3万1,600円に引き上げる改定を行うものであります。

また、勤勉手当につきましては、12月期支給割合を0.15月分引き上げ、現行の0.675月分から0.825月分とし、平成26年度の期末勤勉手当の年間支給割合を4.1月分とし、再任用職員についても同様に引き上げるものでございます。

さらに、給料月額について、若年層に重点を置きながら広い範囲で引き上げを行うため、別表のとおり平均改定率0.3%の引き上げ改定を行うものであります。

次に、第2条では、平成27年度以降の期末勤勉手当支給割合のうち、6月期と12月期の配分を変更する改正であり、年間支給率4.1月分については変更ございません。また、再任用職員においても、一般職員と同様に6月期と12月期の配分を変更するものであります。

次に、条例施行期日であります。第1条につきましては公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用することといたしております。ただし、勤勉手当の規定につきましては12月1日から適用することといたしております。

また、第2条につきましては、平成27年4月1日から施行することといたしております。なお、参考までに、改正後の組合職員の平成26年4月1日現在の平均給料月額は、平均年齢44歳3カ月で33万7,158円から33万8,235円となるところであります。

以上、提案理由の説明といたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○上村真造議長 ただいま、提案理由の説明がありましたが、本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

和田議員。

○和田広茂議員 ただいま、説明によりますと、組合としては総合的に判断したと、人事院勧告を受けて、そのようにご説明がございました。総合的に判断したということですが、総合的な判断の中身、どういう意味で総合的な判断がなされたのか、もう少しご説明いただければと思います。

○上村真造議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 改正に当たりまして、組合内で職員協議を行いました。職員協議については12月11日に行っております。その以前に、今回の改正の内容を資料として作成し、全職員に配らせていただきました。

職員協議は12月11日の5時半から約30分ぐらい説明させていただきました。出席された職員については12名でございました。議事については、改正内容を説明したことと、国の人事院勧告に沿いましてうちの方も改正させていただくという説明をさせていただきました。

それから、職員の方から質疑がございまして、他団体の状況はどうかということで聞かれましたので、その辺、説明させていただいて、3組合同等に賃金の引き上げを行いたいということで説明させていただきました。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ちょっと補足説明をさせていただきますと、今回、条例改正を提出させていただく前に、3組合、消防組合、また乙訓福祉施設組合、本組合、3組合の調整会議というものを設けております。

その中で、各それぞれの改正内容も十分調整させていただく中で判断をさせていただきました。また、関係市町の方角性も十分踏まえる中で総合判断をしたという内容でございます。それとあわせて、本組合の職員に対しまして、今総務課長が申し上げましたとおり、一定ご説明させていただいて、理解をいただいて、それからの提出という内容でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 これまでも指摘し、発言もしてまいりましたけれども、何よりも労働条件の改正、職場のその条件の改正に当たっては、私ども日本共産党は、現場の職員との合意形成が何よりも出発点にならなければならないと、こういうふうに主張してまいりました。

ただいまの説明によりますと、12月11日に12名が出席したということでありませう。40名の職員中12名の出席で話がされたと、説明がされた、質疑がされたというような説明でありました。これでは十分な職場の合意形成がされているとは言いがたいのではないかと思うのですけれども、そこらあたりについて、どのように考えておられるのでしょうか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 ただいまのご質問でございます。本組合の職員に対しましては12月11日に職員協議という場の中で、12名の出席の中でご説明をさせていただきました。しかしながら、その前日に、臨時幹部会というのを開催させていただいております。私を含め9名が出席する中で臨時幹部会、幹部職員に対しまして一定の改正内容のご説明をさせていただいた。その後組合の内部メールの中で各改正内容等は全職員

に対しまして周知させていただいております。

その翌日、12月11日に職員協議という場の中で、あくまでも出席は任意でございますけれども、12名の出席をいただく中で一定のご説明をさせていただいた。また、今休職している職員、また産休を取ってる職員、また京都府に研修に出ている職員につきましても、一定文書の方で内容については説明させていただいたという内容でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 それでも、そういう努力についてはわかります。しかしながら、やはり12名の出席では十分とは言えないのではないかと思います。なぜならば、ここには残念なことに労働組合がございません。労働組合があれば、労働組合との協議ができていく、労働者の代表であります機関としてやっていけるわけですがけれども、それが残念なことに、いまだにございません。ございません中で、12名の方々が集まって、そして説明がされたということでもあります。

他のところの状況について質問があったということではありますが、まずは、その12名だけの出席で話し合いがされた、協議がされた、協議内容が他のところの組合の状況はどうだというようなことがあった、それだけで果たしてしっかりとした合意が形成できていったのかどうか、どのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思えます。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 先ほども申し上げましたとおり、まず組合の全ての職員に対しまして文書で周知をさせていただいております。また、その翌日に任意ではございますけれども、説明の場を持たせていただいております。そこに12名の方がご出席いただいたという内容でございますので、逆にそこに出席をされない職員につきましては、一定ご理解をいただいたというふうに解釈しております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 5時半から30分ぐらいということでもあります。その時間は全て仕事が終わってたというふうに言えるわけでしょうか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 本組合の定時は5時15分でございますので、仕事終了後ということでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 その時間には残業等の仕事もなかったというように考えてよろしいでしょうか。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 残業等ありましても、あくまでも出席をしていただくということでございます。また、担当が総務課になっておりますので、その日にもし出席をされない場合であっても、総務課の方にお問い合わせをいただければ、十分説明はさせていただきます。

くということでも、その協議の場で申し上げております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 残業状況がなかったというふうに言えるのかどうか、それは改めてですけれども、残業状況があったのかなかったのか。一切それはなかったのか、どうでしょう。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 あくまでもその当日の残業があったかどうかにつきましては、各所属長の判断でございますので、ちょっと今、あったかどうかというのは、私、今持っておらないのでわかりませんが、あくまでも5時30分からそういう職員に対する説明の場を持つということで、幹部職員にも説明しておりますので、その部分については十分幹部職員の配慮がある中での説明会を実施したというふうに理解しております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 組合がない中での職場の合意形成をやっていこうと思ったら、職員の皆さんが必ず出席できる、そういう条件があって初めて皆さんが集まったり集まられなかったり、そういうようなことが起こるかと思うんです。しかも任意であるということでもありますから、任意に出席できる条件がなければ、任意ということの意味が十分生かされない、そういうことになります。

今の乙訓環境衛生組合に求められているのは、必ず全員が参加できる条件を確保した中で、そのような職員の協議がなされる、そういうことが保障されなければならないのではないかと。組合がないこの職場の中で、労働組合がない職場の中で、職員の合意できる協議の場を確保するということであるならば、必ず全員が参加できる、そういう条件を組合としては確保しなきゃならない、このように思うところです。

その点で、各職場の管理職がそういうふうにして参加できる条件を整えていたのかどうか、それが局長の今の答弁からは、配慮したと考えるけれどもということでもありますけれども、はっきりとそれは間違いなく確保したという意見ではなかったと思うんです。それではちょっと具合悪いと思うんです。必ず確保した中で、この乙訓環境衛生組合としては職員の協議の場を保障するというので、言い切ってもらわなければ、条件がやはり整ってないのに、ただ職員の協議の場を設けたということだけで、しかも12名しか出席していない、ほかの努力は、事前に資料を配付したり、いろいろしたということでは、それはお伺いしましたけれども、何よりも自由に、全職員が自由に意見を表明できる場を必ず保障するというふうにしてもらわなければ、全体の合意形成ができる、そういう条件でないと思いますので、その点はどうなのでしょう。

○上村真造議長 河野事務局長。

○河野一武事務局長 今回の、職員協議という形で開催させていただいておりますけれども、あくまでも労働組合ではございませんので、労使交渉をする場ではございません。あくまでも、今回、方向性をその場でご報告させていただいたということでございます。

ので、職員協議という表現はしておりますけれども、労使交渉ではないということだけ、よろしく願いいたします。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 今の乙訓環境衛生組合の労働組合はないという現状から出発して、それにかわる、そういう状況の中でも必ず職員の合意形成が図れるというように考えていかなければならない、そのように考えるところです。

そういう面では、ただいまの答弁、先ほどの答弁、お伺いしますと不十分であるといわざるを得ないと思います。やはり今の現状から出発するならば、それであってはならない、そのように思いますので、改善を求めておきたいと思います。

○上村真造議長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第12号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第12号議案、乙訓環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

○

○上村真造議長 日程8、第13号議案、平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本圭一管理者 それでは、日程8、第13号議案、平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に8万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ21億4,816万2,000円とするものであります。

それでは、補正予算書5ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書により順次ご説明申し上げます。

まず、7款諸収入、2項雑入では、余剰電力売却料では、発電電力量の減により売却料において140万8,000円の減額とし、また資源化物のガラス、ビン、ペットボトル及びプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に係る費用等に貢献したということで、合理化拠出金収入149万4,000円の増額により、合わせて8万6,000円の

増額補正をお願いするものであります。

次に歳出でございます。6ページをお開き願います。

次に、2款総務費、1目一般管理費では、職員人件費におきまして、4月の人事異動により期末勤勉手当を除く費用の増額と、職員の給与に関する条例等の一部改正に係る費用の増額、また嘱託職員がなかったことにより、1節報酬で300万円減額、2節給料で1,012万5,000円を、3節職員手当等で348万9,000円を、4節共済費で371万7,000円を、19節負担金・補助及び交付金で153万1,000円の増額補正を、また庁舎管理事業では、11節需用費で23万1,000円を、工事請負費で52万9,000円の減額補正をそれぞれお願いするものであります。

7ページをお開き願います。

また、3目財産管理費におきましては、環境関係測定事業では、13節委託料で環境関係測定委託料の契約差金2万2,000円の減額、公害健康被害補償事業で、27節公課費で汚染負荷量賦課金の2万4,000円の減額、また5目基金費におきましては、基金積立事業で財政調整基金積立金1,063万2,000円の増額補正し、平成26年度末現在高見込額が5,335万1,900円となるものであります。

次に、3款衛生費、1目清掃総務費では、職員人件費におきまして、総務費と同様、組織改正による人事異動及び給与改正により、2節給料で1,316万7,000円を、3節職員手当等で548万8,000円を、4節共済費で396万7,000円を、19節負担金・補助及び交付金で162万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

8ページをご覧くださいと存じます。

次に、2目ごみ処理費では、ごみ処理施設運転管理事業において、13節委託料でクレーン年次点検委託料、ごみ焼却施設精密機能検査委託料、DCS制御システム保守点検委託料、発信器保守点検委託料の契約差金合わせて77万4,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、3目し尿処理費では、し尿処理施設運転管理事業においては、15節工事請負費で脱臭設備活性炭更新工事、屋上防水改修工事の契約差金合わせて23万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、6目ストックヤード管理費では、ストックヤード施設運転管理事業においては、15節工事請負費で、圧縮梱包機補修工事、プラプラザ整備工事の契約差金等として34万円の減額補正をお願いするものであります。

以上で平成26年度乙訓環境衛生組一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○上村真造議長 ただいま、提案理由の説明がありました。本件について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

和田議員。

○和田広茂議員 雑入でありますけれども、余剰電力売却料が減少した、それから一方では、再商品化合理化拠出金の収入が増えたと、こういうことであります。それぞれもう少し、その中身について説明を詳しくしていただきたいと思えます。なぜなのか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 余剰電力の売却料について、説明させていただきます。当該余剰電力売却時に扱うものにつきましては、3号炉におきまして発電した余剰分を関西電力に売却するというものでございます。こちらは140万円の減額の理由といたしましては、当初予定しておりました発電量よりも、焼却能力の関係で約3%ほど発電効率が悪くなっております。約13万キロワットの減となっておりますので、その分売却できなかったということがございまして、140万円の減となっておりますのでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 なぜそういうふうになったのかということでもあります。どうでしょう。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 3号炉の発電につきましては、燃料はごみとなっておりますので、一定なカロリーのごみが入ってきてたらいいんですけれども、ごみ質によりまして水分の多いごみとか、あとプラスチックの多いごみ、紙分の多いごみとか、いろいろありますので、それらの燃焼状況で蒸発量が若干の増減はございます。

あと、焼却に関しまして、適度な燃焼をさせるためには、風等のバランスもございしますので、燃焼状態を良好に保つための制御をしているところ、そういった蒸発量が減になるというような運転の状況下でもございました。したがって、蒸発量が低位になったことによりまして、約13万キロワットの減となった次第でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 燃焼効率が当初予定よりも悪かった、水分の多いごみ等がその原因ではないかと、こういうこと。それから、制御をしてきたわけであるが、その制御が当初予定したように効率的な制御になってなかったのではないかとというようなご説明ではなかったかと思うんですけれども、やはり当初予定したものより悪くなるということが、本来あってはならんことではないかと思うんですね。収入が減ってくるわけですから、不可抗力のものはいたし方ないですけれども、制御したり、いろいろするものは、それなりにちゃんとした制御をしていく必要があるかと思えます。

そういう面で、抜かりはなかったのかどうか、それはどうでしょう。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 ちょっと補足させていただきますけれども、制御が悪い云々ではございませんで、その時々のごみ質におきまして適正な維持管理を行うために、調整等かけた次第でございまして、制御が悪いということではございません。その時々のごみ質によりまして最適な運転をした結果でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 それでは、いたし方なかったと、今後もそういうことはいたし方ないことであると、そういうふうに判断するのでしょうか。いかがでしょう。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 つけ加えまして、焼却炉の長寿命化工事の契約をさせてもらっていますけども、やはり焼却炉の全体的な劣化等もございます。水管等の減少とかもございまして、ごみ質によっては挽回できる可能性もありますので、これから工事を進めていく上で、健全化が進むにつれて、状況はよくなっていくであろうというふうに判断しております。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 その点はわかりました。

次に、再商品化合理化拠出金の収入であります、これは増になっているわけですが、その増となった原因はどういうことでしょうか。

○上村真造議長 松井埋立地管理課長。

○松井 貢埋立地管理課長 増の原因につきましては、昨年度と比較いたしまして、その他プラスチック類で拠出金の収入が149万2,896円ということで、増になったということでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 なぜ、そのようになったのでしょうか。

○上村真造議長 松井埋立地管理課長。

○松井 貢埋立地管理課長 拠出金が拠出される条件がございまして、その他プラスチックにつきましては、容器比率、再生する品物の中にプラスチック以外のものがどの程度入っているかで判断されております。

残念ながら、昨年度につきましてはその基準に満たなかったために拠出されなかった、26年度につきましてはその基準に合格したということで、金額が増えたというものでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 ということは、分別収集が昨年は十分でなかったのですけれども、本年度はそれがすごく進んだというように考えたらいいわけでしょうか。

○上村真造議長 松井埋立地管理課長。

○松井 貢埋立地管理課長 その内容も当然なんですけれども、組合の中で搬入されましたその他プラスチックのごみの中に、まだ不適當なごみが搬入されておりますので、その部分を手選別によって取り除いているというような状況でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 その混入物でありますけれども、主にはどういう点で苦勞されているとか、取り除いたりしているという、今のお話でありましたが、特にこれにかかわっ

ては、紙類であるとか何だとか、いろいろあろうかと思うんですけども、特にこういう点で市民の皆さんにもご協力いただきたい、努力のご協力いただきたい、それから苦労もこういう点でしているというようところがわかりましたら、ご説明いただきたいと思います。

○上村真造議長 松井埋立地管理課長。

○松井 貢埋立地管理課長 その不適物の中で割合が比較的高いのは、プラスチック製品の中にまだペットボトルとか、そういったものが混在している。または、汚れたプラスチック製品が混入されていると、その部分が選別の方で苦労しているという内容でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 それでは、先ほどの歳出の方でありますけれども、一般管理費のところ、総務費のところ、職員人件費等が掲載されております。そのところあります、最初の質疑で少し予想はされるわけありますけれども、もう少し、人数等、この補正額がそれぞれずっと掲載されておりますので、それに該当する人数、そういうところなどを少し説明いただきたいと思います。

○上村真造議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 6ページでございます。職員人件費ということで、まず、嘱託報酬、これはゼロです。1名がゼロ名になったということで、給料については一般職員が20名から22名、職員手当ですけれども、扶養手当が12名が12名、そのままでございます。地域手当20名が22名、住居手当が11名から14名、通勤手当が21名から22名、特殊勤務手当は1名です。時間外勤務手当が14名から13名、管理職手当が6名から7名、期末勤勉手当が21名から22名、児童手当が10名から8名、共済費については、負担金が20名から22名、厚生会負担金については20名から22名、社会保険料については1名からゼロ名、退職手当組合負担金については20名から22名、総務費の方におきます定員が20名から22名に相当に変わっているということでございます。

7ページでございます。衛生費の方で職員人件費、一般職員が21名から18名、扶養手当が11名から10名、地域手当が21名から18名、住居手当が12名から9名、通勤手当が21名から18名、時間外勤務手当が15名が14名、休日勤務手当が15名が14名、管理職手当が5名から3名、期末勤勉手当が21名から18名、児童手当が5名から7名、共済費につきましては、まず負担金が20名から17名、厚生会負担金が20名から17名、それから退職手当組合負担金が20名から17名でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 最初のところの人事異動があったということで、ただいま説明いただいた人数等も一定理解できるところになっています。報酬については、前事務局長の分で

はないかと思うんですけど、間違いないでしょうか。

○上村真造議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 そのとおりでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 特殊勤務手当でありますけれども、これはどのような特殊な勤務があるのでしょうか。ご説明いただきたいと思います。

○上村真造議長 山本総務課長。

○山本昌一総務課長 電気主任技術者でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 次に、この総務費のところの財産管理費のところ、先ほど管理者からご説明があったわけでありましたが、環境関係測定事業等が掲載されておるわけでありまして、これについて、それから、その下に公害健康被害補償事業公課費等が掲載されています。そのそれぞれについて、その内容となぜこういうことになったのかについて、ご説明いただきたいと思います。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、環境関係測定委託料についてでございます。こちらにつきましては、処理施設を運転していく上で出てきます排ガス、焼却灰等、粉じん等を業者によって測定してもらっているものでございます。こちらにつきましては、法律等それぞれで定められておりますので、毎月排ガス測定をするなり、年に1回ダイオキシンの測定をするなり、水質検査等、その他いろいろな検体を採取しまして、計量証明をつけて業者さんに提出してもらっているというところでございます。こちら辺の測定結果を踏まえまして、京都府なり国へなりと報告するものでございます。

あと、汚染負荷量賦課金についてでございます。こちらにつきましては健康公害被害の補償制度ということになりまして、昭和49年9月に制度が発足されておりますが、こちらにつきましては、公害被害について補償を行うべく、公害被害者の迅速、公平な保護を図るものでございます。

内容につきましては、ばい煙発生施設設置者等から、煙を出していますところからお金を徴収しまして、それをまとめまして健康の被害に遭われた方に対して支給するというような内容でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 それでは、その賦課金、汚染負荷量賦課金、これはどこに支払うのでしょうか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 独立行政法人環境再生保全機構でございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 どこか近辺の住民に払うという性格のものではないのでしょうか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 そのようなことではございませんで、独立行政法人環境再生保全機構が、一定全国に散らばっております認定患者さん等に対しまして支払われるということでございます。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 これは補正でありますから、補正によって2万4,000円が減額ということではありますが、乙訓環境衛生組合には、そもそもどのような数値が計上されていて、そしてその算出根拠はどのようなふうにしてなされていて、それで、なぜこの今の時点で減額補正になったのか、もう少しちょっと説明いただけますか。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 こちらにつきましては、過去排出量と現在の排出量、二つの系統からなっております。こちらにつきましては、過去分、これは昭和57年から61年のSOXの累積排出量、これは固定分としてもう決まっております。こちらにつきましては、8,584立方メートル、これに対します負荷量がまず金額で決まっております。59円69銭でした、当初は。それプラス現在分といたしまして、平成25年度分におけます1年間、1月から12月に排出されました総SOXの排出量として8,007立方メートルを計上させていただきました。その単価につきましては111円44銭でございます。それをプラスしまして、当初はほぼ140万円の予算をいただいております。

しかしながら、4月1日にその過去分と現在分、単価の料金が決まりますので、過去分につきましては排出量は8,584立方メートルで同じではございますが、単価が58円03銭と少々下がっております。現在分の排出量も当初予算で積算していました8,007立方メートルに対して7,845立方メートルに減少していきまして、単価の方も112円50銭に下がっております。

そこら辺の合計を差し引きしまして、今回、差額が出てきたのでございますけれども、支払いは今年の5月に支払っておりますので、これは年に1回支払うものでございます。そこでもう確定しているということで、今回の補正に上げさせていただきました。

○上村真造議長 和田議員。

○和田広茂議員 それはわかりました。

それから、あとのごみ処理費、し尿処理費、あるいはストックヤードの管理費等ありますけれども、これについてなぜ補正が出ているのか、減額補正が出ているのか、その点について、ご説明もう少しいただきたいと思っております、詳しく。

○上村真造議長 服部施設業務課長。

○服部 潤施設業務課長 まず、ごみ処理施設の運転管理事業におきまして、委託料ですけれども、これは全て契約差金によるものとなっております。ごみクレーンの年次点検委託料につきましては、入札によります契約の差金でございます。ごみ焼却施設精密機

の検査委託、こちらにつきましても3年ごとに行うものでございますが、これにつきましても契約差金となっております。

あと、DCSシステムの保守点検、こちらは隔年に行いますが、こちらにつきましても随意契約で行っておりますが、内容はほぼ各年同じなのですけれども、こちらにつきましても若干の契約差金となっております。発信機保守点検委託料、こちらにつきましても23年に更新した後初なんですけれども、こちらにつきましてもメーカーであります随意契約1社の特命でございますが、こちらにつきましても契約差金となっております。

あと、し尿処理施設の工事、各2つの工事がありますが、こちらにつきましても入札によります契約差金となっております。

以上、ごみ処理施設とし尿処理施設の説明とさせていただきます。

○和田広茂議員 わかりました。

○上村真造議長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わり討論に入ります。まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

それでは、討論もないようですので、討論を終わり採決いたします。

第13号議案について、原案どおり決することに賛成の議員は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。よって、第13号議案、平成26年度乙訓環境衛生組合一般会計補正予算(第4号)については、原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

小田副管理者からの発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

小田副管理者。

○小田 豊副管理者 ただいま、上村議長から発言のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をいただきまして、まことに僭越でございます、お礼のご挨拶を申し上げます。

私の任期中で、今回の議会が最後になるかというふうに思っております。私は、平成15年1月から、この乙訓環境衛生組合の副管理者を仰せつかってまいりました。その間、いろんな課題もございましたけれども、議員の皆様方のご指導とお力添え、そしてご理解を賜りまして、ここに職務を全うできましたこと、心から厚くお礼と感謝を申し上げます。

議員各位におかれましては、今後、十分ご健康にご留意いただきまして、本組合のさらなる発展のために、なお一層のご尽力と、そしてご指導等賜りますことをお願い申し上げます。皆様方のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます、皆様方に対します感謝とお礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○上村真造議長 どうもありがとうございました。

最後に、私から報告事項がございます。

平成27年度議員視察研修についてであります。先日開催されました代表幹事会において、平成27年7月上旬に、日帰りで大阪府枚方市東部清掃工場及び兵庫県大阪湾広域臨海環境整備センターへの視察ということで確認がなされましたので、皆様方にご報告いたします。

これをもちまして、乙訓環境衛生組合議会平成26年第4回定例会を閉会いたします。本日はご苦労さまでした。

閉会 午前11時25分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓環境衛生組合議会議長 上村真造

乙訓環境衛生組合議会議員 太田秀明

乙訓環境衛生組合議会議員 山中一成